愛南町議会基本条例 検証結果報告書

令和4年3月

議会運営委員会

1.議会基本条例の検証について

条例の検証について議会基本条例第21条及び実施要綱に基づき議会運営委員会において取り組みました。

2.検証の取り組み状況

回数	開催年月日等	協議内容等
1	令和3年11月5日	条例検証作業(検証方法等について協議)
2	令和3年12月3日	条例検証作業(検証方法等について協議)
		検証対象期間を4月1日施行から12月末の9か月間に決定
3	令和3年12月14日	条例検証作業(検証方法等について協議)
		検証方法等を9か月間実績に対し議員意見提出に決定
	令和3年12月16日	議員全員協議会にて検証方法等の報告と議員意見提出依頼
	令和3年12月21日	通知発出(提出期限令和4年1月31日)
4	令和4年2月16日	条例検証作業(議員意見等について)
5	令和4年3月1日	条例検証作業(結果報告書について)

3.検証方法等について

議員の任期を勘案すると検証対象期間となる一年終期は12月末が望ましく、令和3年4月施行から12月末までの9か月間を検証対象期間とし、また、検証方法は条例施行から一年経過していないため議員からの意見を基に行うことに決定しました。

検 証 方 法 : 議員意見提出

検証対象期間: 令和3年4月1日~令和3年12月31日

4.議員意見について

「条例検証 議員意見シート」のとおり

5.検証まとめ

令和3年3月に愛南町議会基本条例及び条例に基づく要綱等が制定された意義は大きく、条例 要綱等に則った活動が行われたことは大きな成果であります。

本検証では、今後も条例の趣旨に即した活動ができるようこれまでの取り組みを活かし、運用等を 見直しながら更に継続して進めていくことが重要で、令和3年4月施行後1年も経過していないため 課題等の把握、改善策の協議・検討に努めるべきと考えます。

また、令和3年12月設置の議会活性化特別委員会において調査研究事項を「議会基本条例に関すること」として取り組んでいるため、条例解釈、体系整備等の方向性が示されることが期待されます。

なお、検証結果については、愛南町ホームページに掲載し、広く周知を図ります。

○愛南町議会基本条例の検証に関する実施要綱

令和3年3月19日令和3年愛南町議会告示第9号

愛南町議会基本条例の検証に関する実施要綱

(趣旨)

1条 この告示は、愛南町議会基本条例(令和3年愛南町条例第11号。以下「基本条例」という。)第21条の規定に基づき、この条例の目的の達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

(検証体制)

第2条 基本条例の検証は、議会運営委員会において行うものとする。

(検証項目及び検証対象期間)

第3条 検証項目及び検証対象期間は、議会運営委員会において決定するものとする。

(検証結果の公表等)

- 第4条 検証結果の公表等については、次のとおりとする。
 - (1) 議会運営委員会は、検証結果報告書を議長に提出するとともに、議員全員協議会において検証結果の報告を行うものとする。
 - (2) 議長は、検証結果報告書を議会ホームページに掲載するなど、広く周知を図るものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

【愛南町議会基本条例 抜粋】

第9章 継続的な検討

- 第21条 議会は、毎年この条例のとおり運営しているかの検証を議会運営委員会 において行うものとする。
- 2 議会は、前項の検証のほか、町民からの意見、社会情勢の変化、法律の改正等を常に考慮し、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正するに当たっては、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

条文	議員意見
愛南町は、愛媛県の最南端に位置し、平成16年10月1日、歴史の異なる内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町の5か町村が合併して誕生した温暖な気候と豊かな自然に恵まれた町である。	愛南町議会にも議会基本条例ができ、住民に開かれ住民参加を促進し、議員間討議を重視する議会へ、大きな一歩を踏み出すことができた。これらを実践できるようになれば、 江藤教授の言われる「町民のために首長等と政策競争がで
愛南町議会(以下「議会」という。)は、愛南町民 (以下「町民」という。)から直接選挙で選ばれた議 員によって構成される町民のための町政の決定機関で ある。	きる議会へ」発展していけると考えられる。
日本国憲法は、町長には執行権を、議会には議決権を 与え、いわゆる「二元代表制」に基づきお互いその権 限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制し、適正で 効率的な行政運営を目指す地方自治の組織と運営を保 障している。	議会基本条例に謳われている、議会の高邁な理想像を読むたびに、背筋の伸びる思いがする。現状の2歩先をいっている本条例が制定できたことは奇跡的で、草案された当時の議員の皆さんの御苦労を推察するとともに、感謝したい。今後、検証を重ねさらに改善進化を進めていくが、心配なことがある。それは、まさに条例が現状より2歩先を行っていることに起因する。現状と理想との隔たりが大きい項目はたくさんある。それらの検証の際に、理想を現実に引き下ろすことのないよう、つまり条例の方を変えて一歩後退させることがないよう、心していただきたい。小さくてもいいので、高い理想に向かって一歩ずつ前進したいものである。
我々議員は、地方自治法に定められた規定を遵守するとともに、議会は、町民の負託に応えるため、積極的な情報公開と町民参加の推進、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)との緊張感の保持、議員間の自由な討議の展開、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める規定を遵守し、公平性と透明性を確保し、真に豊かで活力のある町づくりを目指し、町民から信頼される品格と存在感のある議会を実現するため、ここに愛南町議会基本条例を制定する。	
第1条 この条例は、議会及び議員の役割を明確にするとともに、議会の活性化及び充実のために必要な基本的事項を定めることにより、町民の負託に応える議会を実現し、町政の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的とする。	
第2条 議会は、この条例を、議会運営の最高規範として尊重しなければならない。	
2 議会は、この条例を定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、町民を代表する議員で構成される合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。	
3 議会は、議員に対しこの条例の理念を周知浸透させるために、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。	
	個人情報&職務の越権行為等
第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。	条例により全ての会議を公開とし、委員会等の議事録も公開することになり、また議案も議会前にウェブで公表するようになり、積極的な議会情報の公開が実行されている。

条 文	議員意見
(1) 議会は、町の施策について意思を決定する議決機関であることを常に自覚し、公平性及び透明性を重視し、積極的な議会情報の公開により、町民に信頼される議会を目指し、説明責任を果たすこと。	「公平性及び透明性を重視し、積極的な議会情報の公開により・・・説明責任を果たす」は十分ではない。町民の多くは町政への関心や知識が低い。そうなったのは我々にも責任がある。現在一部の議員が、議会情報を自費で印刷して地域に町政の情報提供をしているのみ。本来なら、町行政・議会について分かりやすく解説した「議会だより」こそ、議会が作成すべきものである。有志議員で作成すればよい。町民の目覚めが新しい町づくりの原動力となる。
(2) 議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映させるための運営を行うこと。	議員個人としては町民の多様な意見を把握し、町政に反映するための活動ができているが、議会としてはまだ十分にはできていない。他議会の実例を学び実践することが求められる(具体例は後述)。
(3) 議会は、町の意思決定機関として、町政運営状況の監視及び評価を行うこと。	何故、処分もなく放置しておくのか。等々、監視機能を全く 果たしていない。
(4) 議会は、町民に分かりやすい議会運営を行うため、これに関する条例、規則等を必要に応じて見直すこと。	「町民に分かりやすい議会運営」のため「一問一答方式」を全国町村議会議長会も長年にわたり勧めており、県内のほぼ全ての町議会でも採用されている。条例制定及び改選後1年を迎えるので、全協でも話し合ったように再検討の時期が到来している。
第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。	
(1) 議員は、議会が議論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。	執行部の提出する議案について、本会議前に議員間の自由な討議を行う場が愛南町議会にはない(例えば委員会に執行部の議案を付託して討議)。この条文に実態が伴うような議会運営が求められる。そうすることによって、執行部がなぜその議案を必要とするのかについて議員の理解も深まり、執行部との無用な対立を避け、同じ目的(町民の福祉)に向かって、議会としてもより良い政策提言ができるようになる。
(2) 議員は、町政の課題について町民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、町民全体の代表者としてふさわしい活動を行うこと。	
(3) 議員は、議会の構成員として特定の地域、団体及び個人の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	
第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たって は、選出の透明性を確保し、町民に対する説明責任を	さっそく議長、副議長の選出にあたり、所信表明の場が実現した。
果たすとともに、議会活動の方向性を明確にするため、その職を志願する者に所信表明の場を設ける。	一方、選出の透明性を確保し、町民に対する説明責任を果たすという点は、工夫が必要ではないか。

条 文	議員意見
第6条 議長は、議会を代表して中立かつ公正な職務の遂行に努め、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。	中立・公正な職務の遂行を果たしていない。
第7条 議会は、全ての会議を原則公開とし、会議の 傍聴者には資料の公開に努める。	「全ての会議を原則公開し、傍聴者には資料の公開に努める」ことに関し、コロナ禍でも、この原則に努めたことは評価する。傍聴者、CATV視聴者は確実に増えており、視聴後の意見や感想を積極的に言ってくれる人が多くなった。町民主体の町づくりの一歩である。各議員が傍聴や視聴を積極的に勧め、増やしていきたいものだ。また、資料の公開はまだできることがありそうだ。
2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める公聴会及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。	まだ活用、実行できていない。議員以外の当事者や専門家が議会審議に参加する公聴会及び参考人制度は、他の議会では、市民が議案について意見を述べる機会として、当初予算審議など定例的に行われる重要議案の審議にあたり活用されている。他議会の実例を学んで、愛南町議会でも今後積極的に取り組み始めるべき。
	町民からの意見や要望が議会に届いたとき、どのような場合に議会で共有して協議し町民にどのような方法で回答して説明責任を果たすか不明なので、他議会の方法も参考にして明確にすることが望まれる。
3 議会は、町民に説明責任を果たすとともに、町民 の意見及び地域の要望を的確に把握するよう努めるも	「町民の意見や要望の把握に努める」について、議会としてできているか。例えばコロナ下で事業や生活に困ったり、さまざまな緊急のニーズが発生しているので、議会として意見や要望を募集したり、ヒアリングの機会を設けてはどうか(例えば2の公聴会などを活用)。
のとする。	要望書、陳情書、抗議文、・・等、町民からの声は様々な形となって表出する。序文「積極的な情報公開と町民参加」を目指し、その声に素早く反応する議会でありたい。町民の声はすぐに議会で共有し、全体協議会で話し合うことが必要。
	序文には法令順守が記されており、すべて法に則って行動しなければならない。しかし、12月議会の問責決議等、法に則らない案件が続いている。行動の前に必ず、コンプライアンス面を確認すること。指摘を受けたら素直に謝罪し、取り消すこと。

条文	議員意見
	議会運営委員会において、提出者に説明を聞く機会を設けることができた。
4 議会は、請願及び陳情の審査において、必要に応 じて提出者に説明を聴く機会を設けることができる。	さらに、町民への説明責任を果たすために、提出者の説明を聴く機会を設けるかどうかの基準を明確にし、説明の機会を設けない時には、少なくとも提出者には説明の機会を設けない理由を示すべきではないか。
	「提出者に説明を聴く機会を設けることができる」では、町民の民意を最大限に反映すべきである。よって、議会が認めれば「できる」と解釈するのではなく、提出者に説明要望があるか確認し、あれば確実に説明の場をもつべきである。

条 文 議員意見

第8条 議会は、議案等の審議の経過及び結果について町民に報告するとともに、町政全般にわたる課題について意見交換等を行う議会報告会を年1回以上開催するものとする。

実のある報告会ではない。 (物別れ的になるのではなく、 ある程度は、住民と意見の交換を図るように。)

議長のリーダーシップのもと、すでに1回意見交換会を開く ことができた。

条例施行後まだ9ヶ月で、町民への議会の報告や町民参加の制度が十分に開始できていないので町民の不満が出るのは仕方ない(江藤教授:議会改革「前史」のステージでは「住民の不信が蔓延」するものとされているように)。積極的に情報発信、町民参加が十分に実践できるようになり、「住民と歩む議会」の「新たな議会運営」ができるようになれば、議会の「見える化」が実現し、「住民との信頼関係」も構築できるようになる(江藤教授)。徐々に実現していくために、例えば、テーマを決めて行う各種団体との意見交換会、地域に入っての意見交換会の実施について全員協議会で協議したように、コロナが収まれば実施をしてはどうか。

「議案等の審議の経過について町民に報告」はまだできていない。例えば他議会のように「議会だより」を出すなどして実行することが急務。

序文「積極的な情報公開と町民参加」の実践として議会報告会がある。内容は報告と意見交換の二本柱である。議会や委員会の報告に対しては質問が出ず、意見交換会で活発な意見が出された。このことから、町民の関心は意見交換にあり報告にはないこと、つまり議会と町民とでは意識にズレがあることが分かる。次回からは、委員会の活動報告等は紙媒体で配布のみにし、始めから意見交換会にしてはどうか。

平日の夜に、わざわざ足を運んでくれていることに感謝を もって臨みたい。それだけ町つくりに知識・関心の高い方々 である。

唯一の直接の意見交換会であったが、町民の発言を制限することもあり、次々と不信の声が上り、意見交換は中途半端で終了した。質問・意見に対する回答は説明責任が果たせたとは思えない。議会は「まず胸襟を開いて町民の言葉を受け止めよう」という態度に欠けていたと思う。一人の発言者の後ろには10人の賛同者がいると想像し、耳に痛い言葉でも、誠意をもって聞き尽くす覚悟が必要。逐一記録し、後日議員同士で何度でも話し合い、その結果を返していくことが町民の信頼へつながる。進行の在り方も全面的に考え直すべきだ。

議会報告会は「年1回以上開催」の最低ラインはクリアできた。議会は年4回ある。来年は2回、中途半端な終わり方をした際は近日中に再度会をもってはどうか。

条文	議員意見
	緊張感等全くない。
第9条 議会は、町長等と常に緊張感ある関係を保持し、事務の執行について監視及び評価を行うものとする。	地方議会や議員の役割について、かつて「議員は名誉職で、行政を追認するのが仕事」と言われてきた。現在もそう思っている町民はいる。しかし現在では「議会は執行部の監視・評価役として、町長と同等に渡り合う二元代表制の一翼であり、町長等と常に緊張感ある関係」を求められている。180度の立ち位置の変化である。しかし、この価値観の転換を頭では認識していても、真に理解し実践に結びついていない議員は少ない。
2 定例会での一般質問及び質疑は、広く町政上の論 点及び争点を明確にして行わなければならない。	
3 本会議における質問及び発言は、町民の目線で要 点のみを分かりやすく述べ、中傷的、わい曲的発言は 厳に慎み、品位ある発言に努めること。	町民目線での発言なのか、疑問に思う。
4 議長からの要請により本会議に出席した町長等は、議長の許可を得て議員の一般質問及び質疑に対して、論点又は争点を明確にするよう求めることができる。	
第10条 議会は、町長が提案する重要政策について、 論点を明確にして議論及びその政策水準を高めること に資するため、町長に対し、次に掲げる事項について 明らかにするよう求めるものとする。	重要政策について、おおむねの事項は明らかにされているが、(1)~(5)の事項が明らかになっていないことがあるので、重要政策を提出する際には必ず明らかにするよう議会として求めてはどうか。
(1) 政策の発生源(2) 提案に至るまでの経緯(3) 総合計画との整合性(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討	LO CARO CIBLO ANO
(4) 他の自行体の類似する政策との比較模別(5) 町民参加の有無とその内容(6) 関係ある法令及び条例(7) 財源措置	
(8) 将来にわたるコスト計算	
第11条 議会は、町長が予算案及び決算を議会に提出するに当たっては、町長に対し政策別又は事業別の分かりやすい説明資料の提出を求めるものとする。	
第12条 議長は、「議会が言論の府」であることに鑑み、町長等の本会議、委員会等への出席要求を必要な範囲内にとどめ、議員相互間の討議の機会を多く設けるよう努めなければならない。	執行部が提出する議案について、本会議前に議員間で討議する機会が愛南町議会にはないので、討議するようにするべき(第4条と同じ)。
2 議長は、必要に応じて議員全員協議会を招集する が、議員全員協議会は打合せ又は意見調整の場であっ て、議決の場ではないことに留意しなければならな い。	

条文	議員意見
第13条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に係る 能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるも のとする。	
2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分 野の専門家による研修会を開催することができる。	すでに議会やパワハラなどに関して研修を行い、勉強に なった。
	今後も広く各分野の専門家による研修会開催が望まれる。
	すでに議会活性化特別委員会を設置。
第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、特別委員会を積極的に設置し、運営する。	行政課題に適切かつ迅速に対応する特別委員会はまだ設置していないが、例えばコロナ禍の影響で発生しているさまざまな町民のニーズを把握し政策提言を行うための特別委員会の設置を検討してはどうか(提案)。
第15条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力 向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、 議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう に努めるものとする。	
第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会 図書室の充実に努めるものとする。	図書室の充実についてはまだ手つかず。書棚はほぼ古い本で占められている。議会図書室のあるべき姿や、他の議会の図書室について調べて、図書室充実について全協で話し合い、充実を開始するべきではないか。
	また、最近はオンラインのデータベースを図書室として利用できるようにする議会が増えていると聞く。これも検討してはどうか。
第17条 議員は、町民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、町民の模範となるよう努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのない行動をしなければならない。	
第18条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の 視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展 望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関 して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴 会制度を十分活用するものとする。	
2 議員定数の条例改正案は、町民の直接請求による 場合を除き、明確な理由の説明を付して委員会又は議 員から提案するものとする。	

条文	議員意見
第19条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の 視点だけでなく、町政の課題、議会の果たすべき役 割、将来予測等を考慮するとともに、町民の意見を聴 取するために参考人、公聴会制度等を十分に活用した 後に、愛南町議員報酬及び特別職給料審議会の意見を 尊重するものとする。	個人研修・情報収集として、松山市をはじめ他の先進市町に数回行ったが、まったくに私費である。研修証明や領収書を提出するので、政務活動費率用旅費だけでも出してもらえないだろうか。また、議員だよりで、印刷費だけでも予算化できないだろうか。
2 議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求による 場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明 を付して委員会又は議員が提案するものとする。	
第20条 議会は、災害時の緊急事態から町民の生命及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的活動が図られるよう、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。	
2 議会は、災害の緊急事態が発生し、愛南町災害対策本部が設置されたときは、別に定める愛南町議会災害対応要綱(令和3年愛南町議会告示第8号)により活動を行うものとする。	
第21条 議会は、毎年この条例のとおり運営しているかの検証を議会運営委員会において行うものとする。	
2 議会は、前項の検証のほか、町民からの意見、社会情勢の変化、法律の改正等を常に考慮し、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。	
3 議会は、この条例を改正するに当たっては、町民 に対する説明責任を果たすため、本会議において改正 の理由を説明しなければならない。	
第22条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。	
2 この条例に定めのないものについては、議長が議員全員協議会を招集し、その意見を参考にして決定する。	
条例全般	監視機能が働いていない。 条例の趣旨を尊重した行動、執行部も10、11条の趣旨を尊重し、当初・補正予算や決算の概要説明資料に事業マネジメントシートが加わり、効果も出ていると思う。しかし施行後1年も経過していないこと、また、以下の問題点があると考えるので、現時点での改正は控えるべきで、今回は問題点の把握に努めるだけにとどめるべきと考える。 問題点:規則等で規定すべき内容など、細かな事項が条例に規定されており、窮屈になっている。基本条例は大まかな規定とし、これを補足する形で各条令・規則等を体系的に整備すべきと考える。
	問題点:逐条解説がなく、運用があいまいになると思われるので、改正後、逐条解説を作成すべき。